

答 申

【諮問件名】

公文書の一部公開決定に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成23年8月8日付けで実施機関が行った公文書一部公開決定処分（発米こ第366号。以下「本件処分」という。）に対し、異議申立人（以下「申立人」という。）が2011年9月30日付けで行った、本件処分の一部の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）について、次のとおり判断する。

第2回米子市公立保育所移管先法人選考委員会（以下「第2回選考委員会」という。）の当日配布資料の中の「1 既存保育所の運営状況等（70点満点）」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の各配点に該当する内容の記述部分及び「2 経営等及び事業計画（150点満点）」の表中、印の記載事項のうち評価のポイントに該当する記述部分は公開すべきであるが、その他の部分については、実施機関が非公開とした処分は妥当である。

ただし、以下の部分について、これを公開しない理由が消滅する時期は、公立保育所民営化の第1次計画における移管先法人が決定されたときとするのが適当である。

ア 第2回選考委員会の当日配布資料の中の「1 既存保育所の運営状況等（70点満点）」の表中、次の各欄の記載内容

（ア）「1 財務状況に関する事項」の「 / 」欄及び「得点」欄

（イ）「2 職員体制に関する事項」の「配置」欄、「得点」欄、「配置」欄及び「 / 」欄

（ウ）「文書指摘（保育）」の「指摘」欄及び「得点」欄

（エ）「文書指摘（事務）」の「指摘」欄及び「得点」欄

（オ）「文書指摘（改善状況）」の「改善の有無」欄及び「得点」欄

（カ）「小計」欄

（キ）「合計」欄

イ 第2回選考委員会の当日配布資料の中の「既存保育所の運営状況等 1 - 運営資金（現金・普通預金）」の表中、次の各欄の記載内容

- (ア)「 / 」欄
- (イ)「得点」欄
- ウ 第2回選考委員会の当日配布資料の中の「既存保育所の運営状況等 3 - ~ 鳥取県保育所指導監査の指摘事項通知に関する事項(平成20年度~平成22年度)」の表中、次の各欄の記載内容
 - (ア)「文書指摘 保育」欄
 - (イ)「文書指摘 事務」欄
 - (ウ)「米子福祉会 平均」欄の下欄
- エ 第2回選考委員会の当日配布資料の中の次の各表中、各法人の状況がわかる各欄の記載内容
 - (ア)「経営及び事業計画 2 - 定員」の表
 - (イ)「経営及び事業計画 2 - 開所時間」の表
 - (ウ)「経営及び事業計画 2 - 保険制度への加入」の表
 - (エ)「経営及び事業計画 3 - 保育の質の向上」の表
 - (オ)「経営及び事業計画 4 職員体制に関する事項」の表
 - (カ)「経営及び事業計画 実施要領、マニュアル等」の表
- オ 第2回選考委員会の当日配布資料の中の「2 経営等及び事業計画 (150点満点)」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の記載内容
- カ 移管申込み法人が米子市に提出した申込書(以下「移管申込書」という。)の中の様式1、様式2、様式3及び様式4の書類の各項目並びに目次及び各文書の中仕切りとして作成されたものについて各法人が記載した内容のうち、評価の対象となる内容
- キ 移管申込書の中の保育所事業計画書の内容に関する実施要領、マニュアル等(避難計画書、感染症予防・食中毒防止マニュアルなど)(以下「マニュアル等」という。)のうち、次の部分を除く部分
 - (ア)個人の氏名
 - (イ)社会福祉法人尚徳福祉会が提出した不審者への対応に関するマニュアルのうち表紙及び表題以外の部分
 - (ウ)社会福祉法人米子福祉会が提出した不審者への対応に関するマニュアルのうち表題以外の部分
- ク 移管申込書の中の平成20年度から平成22年度までの鳥取県保育所指導監査結果指摘事項通知及び指摘事項に対する回答書の写し(経営する全保育所分)のうち、第2回選考委員会の当日配布資料の「1 既存保育所の運営状況等(70点満点)」の表中の「口頭指摘(保育)」の「指摘」欄、「口頭指摘(事務)」の「指摘」欄若しくは「口頭指摘(改善状況)」の「改善の有無」欄又は「既存保育所の運営状況等

3 - ~ 鳥取県保育所指導監査の指摘事項通知に関する事項(平成20年度~平成22年度)」の表中の「口頭指摘 保育」欄若しくは「口頭指摘 事務」欄の記載内容に係る部分を除く部分
ケ 移管申込書の中の引継ぎ保育実施計画書

2 本件事案の経過

審査会において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

本件公文書公開請求

申立人は、平成23年7月22日、米子市長に対し、次の公文書の閲覧・視聴及び写しの交付を求める公文書公開請求を行った。

- ア 第2回選考委員会の議事録又はＩＣデータ
- イ 第2回選考委員会の当日委員会で配られた資料
- ウ 公立保育所民営化実施計画(第1次)に係る移管先法人募集に対して法人が米子市に提出した申込書

本件処分

実施機関は、本件公文書公開請求に対し、平成23年8月8日、次のとおり公文書一部公開決定処分を行い、申立人に通知した。

〔公開する公文書〕

- ア 第2回選考委員会の当日配布資料
- イ 移管申込書のうち次の文書
 - (ア) 米子市立保育所移管申込書
 - (イ) 登記事項証明書
 - (ウ) 定款の写し
 - (エ) 法人代表者の経歴書
 - (オ) 給食だより、給食献立表(直近のもの)
 - (カ) 目次及び各文書の中仕切りとして作成されたもの
 - (キ) 様式1、様式2、様式3及び様式4の書類

〔公開しないと決定した部分〕

- ア 第2回選考委員会の議事録又はＩＣデータ
- イ 第2回選考委員会の当日配布資料のうち次の部分
 - (ア) 資料1ページ及び2ページの表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の各配点に該当する内容(評価のポイント)の記述部分
 - (イ) 同表中、各法人欄の各「区分」欄(ただし、「国基準」欄を除く。)、「小計」欄及び「合計」欄の記載内容

- (ウ) 資料3ページから資料13ページ(ただし、資料6ページを除く。)のすべての表中、各法人の状況がわかる各欄の記載内容
- (エ) 「2 経営等及び事業計画(150点満点)」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の記載内容及び印の記載事項のうち評価のポイントに該当する記述部分

ウ 移管申込書のうち、法人の印影の一部及び次のもの

- (ア) 法人代表者の経歴書中、氏名、住所、著作及び当該法人の代表者就任に係る記述を除く記載内容
- (イ) 貸借対照表(平成22年度分)の写し
- (ウ) 預金残高証明書(平成23年3月31日現在)
- (エ) 様式1、様式2、様式3及び様式4の書類の各項目並びに目次及び各文書の中仕切りとして作成されたものについて各法人が記載した内容のうち、評価の対象となる内容
- (オ) 保育所事業計画書の内容に関する実施要領、マニュアル等(避難計画書、感染症予防・食中毒防止マニュアルなど)
- (カ) 平成20年度から平成22年度までの鳥取県保育所指導監査結果指摘事項通知及び指摘事項に対する回答書の写し(経営する全保育所分)
- (キ) 引継ぎ保育実施計画書

〔一部を公開しない理由〕

ア 〔公開しないと決定した部分〕のうちアに関しては、不存在のためである。

第2回選考委員会は、移管申込み法人から提出のあった申込書の内容のうち、選考基準の「2 経営等及び事業計画」について、評価票による採点方法の確認並びに各委員による事前評価を主とするものであり、いわゆる事務作業的なものであることから、議事録を作成する趣旨のものではないため、ICデータによる録音も行わず、議事録も作成していない。

イ 〔公開しないと決定した部分〕のうちイ及びウ(ただし、ウ(ア)を除く。)に関して、これらは、選考基準の各評価項目の評価のポイント又は各移管申込み法人から提出のあった申込書のうち、選考基準の各評価項目に該当する現状や計画が示されたものである。これを公開しない理由としては次のとおりである。

- (ア) 本件処分に係る公開の実施時期が法人によるプレゼンテーションの時期以前の場合、これを公にすることにより、移管申込みをした法人相互にその内容を知り得ることとなり、プレゼンテーションの内容や良し悪しに影響を与えることが考えられ、適正・公

正な審査・選考に支障をきたすと認められるため。

(イ) 本件処分に係る公開の実施時期が法人によるプレゼンテーションの時期以後の場合にあっても、これを公にすることにより、今後の民営化実施計画に係る移管申込みを行おうとする法人の申込み内容に影響を与えることが考えられ、適正・公正な審査・選考に支障をきたすと認められるため。

以上のとおり、法人の競争上の正当な利益を害するおそれがあるとともに、市が行う法人の選考決定の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため。(米子市情報公開条例(以下「条例」という。))第7条第2号ア並びに同条第7号ア又はカに該当)

ウ〔公開しないと決定した部分〕のうちウ(イ)、ウ(ウ)並びにイのうち法人の財務状況に関する事項、運営資金及び財務分析は、法人の経理に関する情報であるため。(条例第7条第2号アに該当)

エ〔公開しないと決定した部分〕のうちウ(ア)に関して、法人代表者に関する情報については、当該法人の登記簿に記録されているもの(氏名、住所等)は条例第7条第1号ただし書アに該当するため公開するが、それ以外は同条第1号本文(個人に関する情報)に該当するため。

〔一部を公開しない理由が消滅する時期〕

ア〔公開しないと決定した部分〕のうちアについては、文書が存在しないため、なし。

イ〔公開しないと決定した部分〕のうちイ及びウ(ただし、ウ(ア)、ウ(イ)及びウ(ウ)を除く。)については、〔一部を公開しない理由〕イ(イ)のとおりであり、法人選考の最終回となる時期は不確定であり、公開しない理由が消滅する時期も確定できないため、なし。

ウ〔公開しないと決定した部分〕のうちウ(イ)、ウ(ウ)並びにイのうち法人の財務状況に関する事項、運営資金及び財務分析については、法人の経理に関する情報であるため、なし。

エ〔公開しないと決定した部分〕のうちウ(ア)については、個人に関する情報であるため、なし。

本件異議申立て

申立人は、本件処分を不服とし、2011年9月30日付けで本件処分の一部の取消しを求める異議申立てを行い、実施機関は、平成23年9月30日付けでこれを受け付けた。

3 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、次のとおりである。

本件処分に関し、一部公開しないこととされた部分のうち次の部分を除き公開するとの決定を求める。

ア 第2回選考委員会の当日配布資料のうち、「既存保育所の運営状況等 1 - 運営資金（現金・普通預金）」の表中、「預金残高」欄の記載内容のうち金融機関ごとの内訳

イ 移管申込書のうち、法人の印影、法人代表者の経歴書中の氏名、住所、著作及び当該法人の代表者就任に係る記述を除く記載内容、貸借対照表（平成22年度分）の写し並びに預金残高証明書（平成23年3月31日現在）

4 申立人の主張の要旨

一部を公開しない理由について

第2回選考委員会の当日配布資料のうち、選考基準については、非公開とする理由がない。

移管申込み法人に係る情報の中で、預金残高のうち金融機関ごとの内訳、貸借対照表、預金残高証明書までは公開を求めないが、それ以外の部分は公開されるべきである。移管申込み法人が、市民の貴重な財産である保育所の譲渡を受けることを目的として移管申込みをした以上、市は説明責任の観点から、当該法人に係る情報は、特段選考に必要なでない情報を除き、市民に対し明らかにすべきであると考えます。

一部を公開しない理由が消滅する時期について

実施機関は、公立保育所民営化実施計画における法人選考の最終回となる時期は不確定であり、公開しない理由が消滅する時期も確定できないため、一部を公開しない理由が消滅する時期を「なし」としている。しかし、公立保育所民営化の第2次計画以降は確定していないため、第1次計画の移管先法人が決定した時点で公開すべきである。

議事録及びICデータの不存在について

第2回選考委員会が開催される前に、申立人が実施機関に対し第2回選考委員会に係る詳細な議事録の作成及びICデータによる録音を要望したにも関わらず、実施機関がそれを行っていないことには納得できない。

5 実施機関の主張の要旨

一部を公開しない理由について

第2回選考委員会の当日配布資料のうち選考基準及び当該選考基準の各評価項目に該当する移管申込み法人の現状や計画が示された部分を公開しない理由は、次のとおりである。

ア 本件処分に係る公開の実施時期が法人によるプレゼンテーションの時期以前の場合、これを公にすることにより、移管申込みをした法人相互にその内容を知り得ることとなり、プレゼンテーションの内容や良し悪しに影響を与えることが考えられ、市が行う法人選考決定の適正な遂行に著しい支障をきたすと認められるため。

イ 本件処分に係る公開の実施時期が法人によるプレゼンテーションの時期以後の場合にあっても、選考基準の各評価項目に該当する現状や計画が公開されることにより、後の選考結果と照らせば各評価項目についてどのような現状や計画が高評価となり得るのが分かることとなるため、今後の民营化実施計画に係る移管申込みを行おうとする法人の申込み内容に影響を与えることが考えられ、今後の法人選考に際して適正・公正な審査・選考に支障をきたすと認められるため。

また、移管申込み法人に係る情報のうち、財務に関する事項、運営資金及び財務分析に係るものについては、法人の経理に関する情報であることから、金融機関ごとの預金残高とそれ以外という区別無く非公開としたものであり、市民に対する説明責任の観点で区別するものではないと考える。

一部を公開しない理由が消滅する時期について

申立人の主張は、公立保育所民营化の第2次計画以降は未確定であるから、第1次計画の法人選考が最終回ではないかとの趣旨であると思われるが、実施機関においては第2次計画以降の法人選考も想定している。公立保育所民营化実施計画における最終回の法人選考が終われば、一部を公開しない理由は消滅すると考えているが、現時点でその時期を確定することはできないし、申立人が主張するように第1次計画の移管先法人が決定した時点で公開することはできない。

議事録及びＩＣデータの不存在について

第2回選考委員会は、移管申込み法人から提出のあった申込書の内容のうち、選考基準の「2 経営等及び事業計画」について、評価票による採点方法の確認並びに各委員による事前評価を主とするものであり、いわゆる事務作業的なものであることから、議事録を作成する趣旨のものではなかったため、ＩＣデータによる録音も行わず、議事録も作成していない。

なお、ＩＣデータによる録音は、市民からの要望の有無に関わらず議事録作成のための一時的なメモ代わりとして必要に応じて行うものである。

6 当審査会の判断

審査の経緯

実施機関から、平成23年10月17日、条例第17条第1項の規定に基づき本件異議申立てについて当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

争点の整理

本件異議申立てに係る公文書は、第2回選考委員会の当日配布資料と移管申込書に大別される。これらは、公立保育所民営化の第1次計画に係る移管先法人を選考し決定する過程において実施機関が作成又は取得した文書である。移管申込書は、公立保育所民営化に係る移管先法人の募集に応じて法人から提出された書類であり、第2回選考委員会の当日配布資料は、当該移管申込書の内容を踏まえて実施機関が作成した評価結果及び評価資料を含む会議資料である。

本件異議申立てについて当審査会において判断すべき点は、上記の公文書に係る実施機関の一部公開決定処分に違法性又は不当性があるか否かである。したがって、当審査会では、当該公文書のインカメラ審査（非公開とされた公文書の提示を求めて審査すること。）を実施した上で検証し、本件処分のうち申立人がその一部を取り消して公開を求めている部分（以下「非公開部分」という。）について、次の2点を争点として個別に検討し審査を行った。

本件処分が行われたのが、公立保育所民営化の第1次計画に係る移管先法人の選考における法人によるプレゼンテーションの時期の前であったことを踏まえ、その時点で、非公開部分が条例第7条第2号ア又は同条第7号ア若しくはカに該当していたかどうか。

で該当していたとした場合には、実施機関が一部を公開しない理由が消滅する時期（以下「理由消滅時期」という。）を「なし」としたことが妥当かどうか。

なお、申立人は、異議申立書において、本件処分により第2回選考委員会の議事録及びＩＣデータが存在しないことを理由に非公開とされたことについて疑義を述べている。しかし、申立人の口頭意見陳述及び反論書によれば、その趣旨は、事前に申立人が第2回選考委員会に係る議

事録の作成及びＩＣデータによる録音を要望したにも関わらず、実施機関がそれを行わなかったことに関する不満であって、本件処分に対する疑義とは認められなかった。よって、これについて、当審査会では審査の対象としていない。

条例第 7 条第 7 号ア該当性について

条例第 7 条第 7 号アに該当する非公開情報とは、「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの」であり、米子市情報公開条例公開・非公開判断基準においては、「実施前の試験問題・採点基準」、「過去の試験問題等に関する情報で将来の試験の出題傾向が推定されるもの」等が例示されている。

実施機関が条例第 7 条第 7 号アに該当すると主張する非公開部分は次のとおりである。

ア 第 2 回選考委員会の当日配布資料の中の「1 既存保育所の運営状況等（70 点満点）」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の各配点に該当する内容の記述部分及び「2 経営等及び事業計画（150 点満点）」の表中、印の記載事項のうち評価のポイントに該当する記述部分

イ 第 2 回選考委員会の当日配布資料の中の「2 経営等及び事業計画（150 点満点）」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の記載内容

これら非公開部分は、公立保育所民営化に係る移管先法人を選考するための基準のうち、移管先法人に要求する具体的な事項及び公立保育所の移管先として申込みをした法人についての評価を点数化するためのポイントである。当審査会は、これら非公開部分と同様の性質を持つ情報の公開・非公開の適否について、平成 23 年 1 月 17 日付け平成 23 年度答申第 3 号（以下「答申第 3 号」という。）において判断しており、現時点で答申第 3 号の判断の趣旨を変更すべき事情の変化は認められない。よって、これら非公開部分についても、次のとおりそれと同様の判断をするものである。

アに関しては、答申第 3 号において、「『1 既存保育所の運営状況等（75 点満点）』の表中、『要求事項及び評価のポイント』欄の各配点に該当する内容の記述部分」及び「『2 経営等及び事業計画（145 点満点）』の表中、印の記載事項のうち評価のポイントに該当する記述部分」について、条例第 7 条第 7 号アに該当しないため公開すべきであると判断している。したがって、アについては、公開すべきである。

イに関しては、答申第3号において、「『2 経営等及び事業計画（145点満点）』の表中、『要求事項及び評価のポイント』欄の記載内容」について、条例第7条第7号アに該当するため実施機関が非公開とした処分は妥当であると判断した上で、これについての理由消滅時期は、公立保育所民営化の第1次計画における移管先法人が決定されたときとするのが適当であると判断している。したがって、イについては、条例第7条第7号アに該当するため実施機関が非公開とした処分は妥当であるが、当該非公開理由に係る理由消滅時期は、公立保育所民営化の第1次計画における移管先法人が決定されたときとするのが適当である。

なお、ア及びイについて、実施機関は条例第7条第2号アにも該当すると主張する。条例第7条第2号アに該当する非公開情報とは、「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等（中略）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」である。しかし、ア及びイは実施機関において作成された公立保育所民営化に係る移管先法人を選考するための基準であり、法人等に関する情報とは言えないため、当審査会では条例第7条第2号アに該当しないと判断する。

条例第7条第7号カ該当性について

条例第7条第7号カに該当する非公開情報とは、「市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより」、「当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」であり、米子市情報公開条例公開・非公開判断基準においては、「事務事業の実施基準、実施の経過等に関する情報であって、公開することにより、以後の同種の事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障が生じると認められるもの」等が例示されている。

実施機関が条例第7条第7号カに該当すると主張する非公開部分は次のとおりである。

ア 第2回選考委員会の当日配布資料の中の「1 既存保育所の運営状況等（70点満点）」の表中、次の各欄の記載内容

（ア）「1 財務状況に関する事項」の「運営費」欄、「預金残高」欄、「 / 」欄及び「得点」欄

（イ）「2 職員体制に関する事項」の「配置」欄、「得点」欄、「配置」欄及び「 / 」欄

（ウ）「文書指摘（保育）」の「指摘」欄及び「得点」欄

（エ）「文書指摘（事務）」の「指摘」欄及び「得点」欄

- (オ) 「 文書指摘(改善状況) 」の「改善の有無」欄及び「得点」欄
- (カ) 「 口頭指摘(保育) 」の「指摘」欄及び「得点」欄
- (キ) 「 口頭指摘(事務) 」の「指摘」欄及び「得点」欄
- (ク) 「 口頭指摘(改善状況) 」の「改善の有無」欄及び「得点」欄
- (ケ) 「小計」欄
- (コ) 「合計」欄
- イ 第2回選考委員会の当日配布資料の中の「既存保育所の運営状況等
1 - 運営資金(現金・普通預金)」の表中、次の各欄の記載内容
 - (ア) 「計」欄、「預金」欄、「積立金」欄、「計」欄、「支弁費」欄、「事業費補助金」欄及び「計」欄
 - (イ) 「 / 」欄及び「得点」欄
- ウ 第2回選考委員会の当日配布資料の中の「貸借対照表による財務分析」の表中、次の部分
 - (ア) 「流動資産」欄、「固定資産」欄、「流動負債」欄、「固定負債」欄及び「純資産」欄の記載内容
 - (イ) 流動比率、固定長期適合率並びに純資産比率
- エ 第2回選考委員会の当日配布資料の中の「既存保育所の運営状況等
3 - ~ 鳥取県保育所指導監査の指摘事項通知に関する事項(平成20年度~平成22年度)」の表中、次の各欄の記載内容
 - (ア) 「文書指摘 保育」欄及び「文書指摘 事務」欄
 - (イ) 「口頭指摘 保育」欄及び「口頭指摘 事務」欄
 - (ウ) 「米子福社会 平均」欄の下欄
- オ 第2回選考委員会の当日配布資料の中の次の各表中、各法人の状況がわかる各欄の記載内容
 - (ア) 「経営及び事業計画 2 - 定員」の表
 - (イ) 「経営及び事業計画 2 - 開所時間」の表
 - (ウ) 「経営及び事業計画 2 - 保険制度への加入」の表
 - (エ) 「経営及び事業計画 3 - 保育の質の向上」の表
 - (オ) 「経営及び事業計画 4 職員体制に関する事項」の表
 - (カ) 「経営及び事業計画 実施要領、マニュアル等」の表
- カ 移管申込書の中の様式1、様式2、様式3及び様式4の書類の各項目並びに目次及び各文書の中仕切りとして作成されたものについて各法人が記載した内容のうち、評価の対象となる内容
- キ 移管申込書の中のマニュアル等
- ク 移管申込書の中の平成20年度から平成22年度までの鳥取県保育所指導監査結果指摘事項通知及び指摘事項に対する回答書の写し(経営する全保育所分)

ケ 移管申込書の中の引継ぎ保育実施計画書

カからケまでは、公立保育所民営化に係る移管先法人の募集に応じて法人から提出された書類の中の情報であり、アからオまでは、当該書類に記載された内容を踏まえて実施機関が作成した各法人に係る評価結果及び評価資料の中の情報である。これら非公開部分は、公立保育所民営化の第1次計画に係る移管先法人を選考し決定するという事務の過程において実施機関が作成又は取得した情報である。そこで、本件処分時において、これら非公開部分を公開することにより、当該事務の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるかどうかについて検討した。

当該事務の目的は、移管先法人となる者としての適性を審査した上で、公立保育所民営化の第1次計画に係る移管先法人を選考し決定することである。当該選考は米子市公立保育所移管先法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）において行われ、その選考結果を踏まえて、米子市が移管先法人を決定することとされている。本件処分時は、選考委員会の選考の途中であり、かつ、当該選考における法人によるプレゼンテーションの時期の前であった。したがって、この時点でこれら非公開部分を公開すれば、法人相互にその内容を知り得ることとなり、プレゼンテーションの内容や良し悪しに影響を与え、公平・公正に移管先法人となる者の適性を審査することが困難になることが考えられる。さらに、ア及びイについては、選考の途中経過における法人ごとの得点が記載された情報が含まれており、最終的にはこれに選考委員会による評価が加えられ移管先法人が選考されることとなるものの、この時点でこれを公開すれば、当該選考の過程又は結果に係る様々な憶測がなされるなどの混乱を招き、それにより円滑な移管先法人の選考・決定に支障を及ぼすことも懸念される。よって、これら非公開部分について、実施機関が条例第7条第7号カに該当するため非公開とした処分は妥当である。

これら非公開部分に係る理由消滅時期について、実施機関は、公立保育所民営化実施計画における最終回の法人選考が終わるまでは条例第7条第7号カに該当するのであって、現時点でその時期は確定できないため、理由消滅時期を「なし」としたと主張する。しかしながら、これら非公開部分はあくまで公立保育所民営化の第1次計画に係る移管先法人の募集に応じて法人から提出された書類の中の情報、又は、当該書類に記載された内容を踏まえて実施機関が作成した各法人に係る評価結果及び評価資料の中の情報である。したがって、仮に公立保育所民営化の第1次計画における移管先法人が決定された後にこれら非公開部分が公開され、第2次計画以降に係る移管先法人の募集に応じようとする法人の申込み内容に影響を与えるとしても、その影響は、移管先法人となる者としての適性を

審査することが困難になり、第2次計画以降における移管先法人の選考・決定の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすほど甚大であるとは認めがたい。よって、これら非公開部分について、条例第7条第7号カ該当性が失われるのは、公立保育所民営化の第1次計画における移管先法人が決定された時点と考えるのが適当である。

ただし、実施機関はこれら非公開部分すべてについて、条例第7条第2号アにも該当すると主張している。条例第7条第2号ア該当性については、次の で述べるが、仮に条例第7条第2号ア該当性が当該時点以降にも認められれば、必ずしもこれら非公開部分についての理由消滅時期を当該時点とするのが適当であると判断されるとは限らないこととなる。

条例第7条第2号ア該当性について

条例第7条第2号アに該当する非公開情報とは、「法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等(中略)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」である。

実施機関が条例第7条第2号アに該当すると主張する非公開部分は、前述した 及び に掲げたものすべてである。このうち に掲げたものについては、当審査会ではこれに該当しないと判断する旨をすでに述べた。したがって、以下 に掲げたものについて述べる。

ア ア(ア)のうちの「運営費 」欄、「預金残高 」欄の記載内容

これら非公開部分については、法人の財務状況に関する具体的な情報であり、公にすることにより、法人の事業活動に係る正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第2号アに該当する。

これら非公開部分が条例第7条第2号アに該当しなくなる場合としては、当該法人の事業活動が終了したとき等の場合が考えられるが、将来このような場合が確実に生じるとは言えないため、理由消滅時期を明示することはできない。よって、これら非公開部分について、実施機関が理由消滅時期を「なし」としたことは妥当である。

イ ア(ア)のうちの「 / 」欄及び「得点」欄並びに同(イ)、同(ケ)及び同(コ)の各欄の記載内容

(ア)のうちの「 / 」欄については、法人の年間保育所運営経費相当額に比して預金残高がどれくらいであることを示した比率が記載されている。(ア)のうちの「得点」欄、(イ)のうちの「得点」欄、(ケ)及び(コ)の各欄については、法人が各項目について獲得した点数が記載されている。(イ)のうちの「配置」欄、「配置 」欄及び「 / 」欄については、それぞれ既存保育所の職員の人数又は国の職員配置基準

に比して当該既存保育所の職員の人数がどれくらいであることを示した比率が記載されている。これら非公開部分はすべて法人又は法人が経営する保育所の状況に係る情報であるが、公にすることにより、法人の競争上の地位等の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第7条第2号アに該当しない。

ウ ア(ウ)、同(エ)及び同(オ)の各欄の記載内容

(ウ)のうちの「指摘」欄、(エ)のうちの「指摘」欄及び(オ)のうちの「改善の有無」欄の記載内容については、法人に対する鳥取県の保育所指導監査の内容に関する情報のうち文書指摘に係るものであって、文書指摘の内容や改善状況についてはすでに鳥取県により公開されているため、条例第7条第2号アに該当しない。

(ウ)のうちの「得点」欄、(エ)のうちの「得点」欄及び(オ)のうちの「得点」欄の記載内容については、法人が文書指摘に係る各項目について獲得した点数が記載されている。しかし、前述したとおり、文書指摘に係る情報自体が鳥取県により公開されている。したがって、これら非公開部分を公にすることにより、法人の競争上の地位等の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第7条第2号アに該当しない。

エ ア(カ)、同(キ)及び同(ク)の各欄の記載内容

(カ)のうちの「指摘」欄、(キ)のうちの「指摘」欄及び(ク)のうちの「改善の有無」欄の記載内容については、法人に対する鳥取県の保育所指導監査の内容に関する情報のうち口頭指摘に係るものであって、ウの文書指摘に係るものとは異なり、鳥取県により公開されておらず、公にすることにより、法人の信用上不利益を与えるおそれがあると認められるため、条例第7条第2号アに該当する。

(カ)のうちの「得点」欄、(キ)のうちの「得点」欄及び(ク)のうちの「得点」欄の記載内容については、法人が口頭指摘に係る各項目について獲得した点数が記載されている。当審査会では、で述べたとおり、「1 既存保育所の運営状況等(70点満点)」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の各配点に該当する内容の記述部分について、公開すべきであると判断するため、当該記述部分が公開されることを前提とした場合、各「得点」欄の記載内容が明らかになることにより、口頭指摘に係る情報の内容が推測される可能性が極めて高い。したがって、これら非公開部分についても、公にすることにより、法人の信用上不利益を与えるおそれがあると認められるため、条例第7条第2号アに該当する。

これら非公開部分が条例第7条第2号アに該当しなくなる場合とし

ては、当該法人の事業活動が終了したとき等の場合が考えられるが、将来このような場合が確実に生じるとは言えないため、理由消滅時期を明示することはできない。よって、これら非公開部分について、実施機関が理由消滅時期を「なし」としたことは妥当である。

オ イ（ア）の各欄の記載内容

これについては、アと同様に判断する。

カ イ（イ）の各欄の記載内容

これについては、イと同様に判断する。

キ ウ（ア）及び（イ）の各部分

これについては、アと同様に判断する。

ク エ（ア）及び（ウ）の各欄の記載内容

これについては、ウと同様に判断する。

ケ エ（イ）の各欄の記載内容

これについては、エと同様に判断する。

コ オの各欄の記載内容

これについては、選考委員会による評価の対象となる各法人の状況に関する情報である。本件処分時が、選考委員会の選考の途中であり、かつ、当該選考における法人によるプレゼンテーションの時期の前であったことから、この時点でこれを公開すれば、法人相互にその内容を知り得ることとなり、プレゼンテーションの内容や良し悪しに影響を与えることが考えられ、公立保育所民営化の第1次計画における移管先法人として選ばれようとする法人の競争上の地位等の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号アに該当する。

ただし、これについての条例第7条第2号ア該当性は、公立保育所民営化の第1次計画における移管先法人が決定された時点で失われると考えるのが適当である。

サ カのうちの様式3の書類を除くものについて各法人が記載した内容のうち、評価の対象となる内容

これについては、コと同様に判断する。

シ カのうちの様式3の書類の各項目について各法人が記載した内容のうち、評価の対象となる内容

これについては、イと同様に判断する。

ス キのうち、個人の氏名

当該個人の氏名は、選考委員会による評価の対象となるマニュアル等の中に含まれる情報であることから、コと同様、条例第7条第2号アに該当すると言えなくはない。しかしながら、当審査会では、これについて、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため、

条例第7条第1号に該当するものと判断する。

これが条例第7条第1号に該当しなくなる場合は、条例上原則的には考えられない。よって、非公開理由は当審査会の判断とは異なるものの、実施機関がこれについて理由消滅時期を「なし」としたことは妥当である。

セ キのうち、社会福祉法人尚徳福社会が提出した不審者への対応に関するマニュアルのうち表紙及び表題以外の部分並びに社会福祉法人米子福社会が提出した不審者への対応に関するマニュアルのうち表題以外の部分

これら非公開部分については、法人が経営する保育所における不審者への対応について具体的に記載されたものであり、公にすることにより、不審者への対応方法が明らかとなり、保育所の安全管理を行う法人の正当な権利又は利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号アに該当する。

これら非公開部分が条例第7条第2号アに該当しなくなる場合としては、当該マニュアルが大幅に改変され、公にされても、法人の不審者への対応方法が明らかとなるおそれがなくなった等の場合が考えられるが、将来このような場合が確実に生じるとは言えないため、理由消滅時期を明示することはできない。よって、これら非公開部分について、実施機関が理由消滅時期を「なし」としたことは妥当である。

ソ キのうち、前述のヌ及びセを除く部分

これについては、コと同様に判断する。

タ クのうち、第2回選考委員会の当日配布資料の「1 既存保育所の運営状況等(70点満点)」の表中の「口頭指摘(保育)」の「指摘」欄、「口頭指摘(事務)」の「指摘」欄若しくは「口頭指摘(改善状況)」の「改善の有無」欄又は「既存保育所の運営状況等 3 - ~ 鳥取県保育所指導監査の指摘事項通知に関する事項(平成20年度~平成22年度)」の表中の「口頭指摘 保育」欄若しくは「口頭指摘 事務」欄の記載内容に係る部分

これについては、エと同様に判断する。

チ クのうち、前述のタを除く部分

これについては、ウと同様に判断する。

ツ ケ

これについては、コと同様に判断する。

結論

よって、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

なお、本件処分のうち、次に掲げる部分については、非公開とされたことに関し申立人は異議を申し立てていないが、本件異議申立てに係る審議の過程においてその妥当性を確認する必要があった。これについて、当審査会は、アと同様に、実施機関が条例第7条第2号アに該当するとして非公開とした処分は妥当であると判断したことを申し述べておく。

ア 第2回選考委員会の当日配布資料の中の「既存保育所の運営状況等
1 - 運営資金（現金・普通預金）」の表中、「預金残高」欄の記載内容のうち金融機関ごとの内訳

イ 移管申込書の中の貸借対照表（平成22年度分）の写し及び預金残高証明書（平成23年3月31日現在）

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成23年10月17日	・実施機関から審査会に対して諮問 (2011年9月30日付け異議申立て、平成23年9月30日付け実施機関異議申立て受付)
平成23年11月11日 (本件に係る審査会第1回目)	・事務局職員による審議内容に係る説明
平成23年11月17日	・実施機関に対して「意見説明書」の提出を要請 ・実施機関に対して「異議申立てのあった処分に係る公文書」及び関係資料の提出を要請
平成23年11月24日	・実施機関から提出された「意見説明書」を受付
平成23年11月25日	・異議申立人に対して実施機関の「意見説明書」の写しを送付するとともに、これに対する「反論書」の提出の要請及び口頭意見陳述の意向確認を通知
平成23年11月29日	・異議申立人から口頭意見陳述の意向ありとの申出を受ける
平成23年12月1日	・異議申立人に対して口頭意見陳述の日時等を通知
平成23年12月5日	・異議申立人から提出された「反論書」を受付
平成23年12月7日 (本件に係る審査会第2回目)	・異議申立人から提出のあった「反論書」の内容について、異議申立人による口頭意見陳述を実施 ・実施機関から提出のあった「異議申立てのあった処分に係る公文書」及び関係資料に基づいて、インカメラ審査を実施 ・審議
平成24年2月7日 (本件に係る審査会第3回目)	・インカメラ審査を実施 ・審議

年 月 日	内 容
平成24年2月9日	<ul style="list-style-type: none">・実施機関に対して資料（第三者に対する意見照会に関する資料）の提出を要請・実施機関から提出された資料を受付
平成24年2月27日 （本件に係る審査会第4回目）	<ul style="list-style-type: none">・インカメラ審査を実施・審議
平成24年3月16日 （本件に係る審査会第5回目）	<ul style="list-style-type: none">・答申の検討
平成24年4月5日 （本件に係る審査会第6回目）	<ul style="list-style-type: none">・答申の検討
平成24年4月9日	<ul style="list-style-type: none">・答申の決定